

○厚生労働省告示第二百七十六号

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第三条第四項の規定に基づき、石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のように定める。

令和二年七月二十七日

厚生労働大臣

加藤 勝信

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる調査対象物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 建築物（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成三十年国土交通省告示第一号。次号に

おいて「登録規程」という。）第二条第四項に規定する一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部

（次号において「一戸建て住宅等」という。）を除く。）同条第二項に規定する一般建築物石綿含有

有建材調査者 同条第三項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

二 一戸建て住宅等 前号に掲げる者又は登録規程第一条第四項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

この告示は、令和五年十月一日から施行する。

附 則